

公 示

公示第51号

道路運送法施行規則第15条の6の規定により次のとおり公示する。

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該届出事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
2. 届出の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知する。

令和7年11月10日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



(事案の種類) 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出

事案番号	一般乗合旅客自動車運送 事業者の名称	路 線	廃止の予定日	廃止を必要とする理由
7旅54号	北陸鉄道株式会社 (1220001006411)	別紙のとおり	令和8年3月15日	乗務員不足が慢性化・悪化している中、路線の維持運営が困難な状況が深刻化しており、三馬大野線、四十万金石線、錦町B線及び三馬線について、利用人員が少ない又はグループ会社を含めて他の路線・系統に振替可能な一部路線を廃止することにより、他の主要生活路線を維持させるべく、届出に及んだもの。 なお、他の公共交通機関の状況により廃止予定日が繰下げとなる可能性がある。

7旅55号	北鉄金沢バス株式会社 (2220001007986)	別紙のとおり	令和8年3月15日	犀川線、錦町粟崎線、黒田線、笠舞駅西線及び医王山線について、慢性的な乗務員不足に加え利用者が著しく少なく、今後も増加が見込めない区間について廃止すべく、届出に及んだもの。 なお、他の公共交通機関の状況により廃止予定日が繰下げとなる可能性がある。
7旅56号	北鉄白山バス株式会社 (7220001018541)	別紙のとおり	令和8年3月15日	辰口線について、他系統等との重複区間があることや運行の安全性・定時制を確保するため経路変更を行うこと。また、利用者の少ない区間について他系統でも利便性が維持できる状況となっていること。 錦町野々市線について、運転士不足に対応するため経路変更を行うこと。 これらのことに対応するため、一部区間の廃止が必要となることから、届出に及んだもの。 なお、他の公共交通機関の状況により廃止予定日が繰下げとなる可能性がある。

別 紙

7旅54号

- (1) 石川県金沢市久安1丁目466番地先から
石川県金沢市三馬2丁目23番地先まで 0. 378km
- (2) 石川県金沢市三馬2丁目20番地先から
石川県金沢市高尾台2丁目244番地先まで 0. 661km
- (3) 石川県金沢市高尾台2丁目244番地先から
石川県金沢市高尾台2丁目331番地先まで 0. 435km
- (4) 石川県金沢市高尾台2丁目331番地先から
石川県金沢市高尾台2丁目244番地先まで 0. 454km
- (5) 石川県金沢市上辰巳町六161－1番地先から
石川県金沢市末町－183－1番地先まで 2. 000km
- (6) 石川県金沢市藤江北3丁目307番地先から
石川県金沢市松村1丁目ヌ・75－209番地先まで 0. 300km

7旅55号

- (1) 石川県金沢市末町－183－1先から
石川県金沢市上辰巳町六161－1先まで 2. 000km
- (2) 石川県金沢市問屋町一丁目34先から
石川県金沢市問屋町二丁目73先まで 0. 700km
- (3) 石川県金沢市問屋町二丁目73先から
石川県金沢市問屋町二丁目20先まで 0. 100km
- (4) 石川県金沢市問屋町二丁目20先から
石川県金沢市問屋町一丁目27－1先まで 0. 600km
- (5) 石川県金沢市駅西新町三丁目35先から
石川県金沢市西念町三丁目16先まで 0. 500km
- (6) 石川県金沢市西念町三丁目16先から
石川県金沢市西念町二丁目3先まで 0. 600km
- (7) 石川県金沢市西念町二丁目3先から
石川県金沢市西念町二丁目18先まで 0. 200km
- (8) 石川県金沢市西念町二丁目18先から
石川県金沢市北安江三丁目7先まで 0. 200km

- | | |
|---|----------|
| (9) 石川県金沢市北安江三丁目7先から
石川県金沢市広岡一丁目20先まで | 0. 500km |
| (10) 石川県金沢市八日市出町871先から
石川県金沢市八日市出町953先まで | 0. 200km |
| (11) 石川県金沢市戸室新町先から
石川県金沢市戸室新町先まで | 0. 300km |

7旅56号

- | | |
|--|----------|
| (1) 石川県金沢市南町6－1番地先から
石川県金沢市広坂2丁目1－1番地先まで | 0. 800km |
| (2) 石川県金沢市泉野町4丁目22番地先から
石川県金沢市寺町 1 丁目14－19番地先まで | 1. 650km |
| (3) 石川県金沢市土清水3丁目242－1番地先から
石川県金沢市金川町ホ・3番地先まで | 4. 100km |
| (4) 石川県金沢市銚子町イ・54－5番地先から
石川県金沢市太陽が丘1丁目1番地先まで | 0. 700km |
| (5) 石川県能美市倉重町甲・53番地先から
石川県能美市三ツ屋町ロ・33番地先まで | 0. 250km |
| (6) 石川県能美市緑が丘10丁目138番地先から
石川県能美市和光台2丁目30番地先まで | 1. 500km |